

(4) 地域包括支援センター運営方針・地域包括支援センター運営活動計画について

令和7年度地域包括支援センター運営方針

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。

市が運営支援と国が定める評価指標にもとづいた、進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCA サイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報を公開し、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。

2. 介護予防の推進

心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアができるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。

高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

3. 認知症施策の推進

国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び県の「認知症施策推進計画」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。また、認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり（認知症カフェ、チームオレンジなど）を推進する。

4. 地域ケア会議（個別会議）の実施と地域ケアネットワーク体制の推進

地域ケア推進担当者（地域包括支援センター専門職、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会職員、健康課保健師、市民福祉課職員等）が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、医療介護等の専門職、民生委員、自治会長、NPO法人等地域の多様な関係者が協働し、個別ケースの自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。

また、市が主催する自立支援型地域ケア会議において、介護支援専門員等が作成した総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2のケアプランについて、保健・

医療・福祉の専門職等から高齢者の自立した生活を支援するために必要な助言を受けることで、高齢者の生活の質の向上を図るとともに、会議の開催を通じて高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために必要な地域課題の把握に努める。

把握した地域課題の解決に向け、町内会等の小単位生活圏域において地域ケアネットワーク会議等を実施し、地域の保健・医療・福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスを含む多様な地域資源による支援体制の構築を図る。

5. 総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または各種制度につなげる等の支援を行う。

その際は重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談支援機関として、相談者の属性や世代に関わらず、相談を受け止めるとともに、必要に応じて多機関協働事業者(担当は鶴岡市社会福祉協議会地域福祉課・各地域福祉センター)につなぎ、関係機関と協働した支援を行う。

6. 高齢者の権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。

7. ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。

介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。

8. 災害時要支援援護高齢者の把握と救援支援

地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し、効率的、効果的支援につなげる。